



2023年9月26日

各 位

会 社 名：コスモエネルギーホールディングス株式会社
(コード：5021 東証プライム)
代表者名：代表取締役社長 山田 茂
問合せ先：コーポレートコミュニケーション部長 伊達 英理子
電話番号：03-3798-3101

臨時株主総会を招集する場合の基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日、取締役会において、2023年10月12日から3か月以内に開催する可能性がある当社臨時株主総会（以下「本株主意思確認総会」といいます。）招集のための基準日設定について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、下記2に記載のとおり、本株主意思確認総会の開催については現時点で決議されておりませんが、仮に本株主意思確認総会を開催することとなった場合に円滑に本株主意思確認総会を開催するために、先立って基準日を設定するものであります。本株主意思確認総会を開催することとなった場合には、別途お知らせいたします。

1 本株主意思確認総会に係る基準日等について

当社は、下記2に記載のとおり、本株主意思確認総会を開催することとなった場合に備え、本株主意思確認総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2023年10月12日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本株主意思確認総会において議決権を行使することができる株主といたします。

- (1) 基準日 2023年10月12日（木曜日）
- (2) 公告日 2023年9月28日（木曜日）
- (3) 公告方法 電子公告により下記の当社ホームページに掲載いたします。

<https://www.cosmo-energy.co.jp/ja/about/ir/notice.html>

2 本株主意思確認総会の開催及び付議議案について

当社は、2023年1月11日付け「株式会社シティインデックスイレブンスらによる当社の株券等を対象とする大規模買付行為等が行われていることに基づく当社の会社

支配に関する基本方針及び当社の株券等の大規模買付行為等に関する対応方針の導入に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたように、シティら（※）による当社株券等を対象とする急速かつ大量の買集め行為を踏まえた、①シティらによる当社株券等を対象とする大規模買付行為等及び②シティらによる当社株券等を対象とする大規模買付行為等が継続している状況下において企図されるに至ることがあり得る他の大規模買付行為等への対応方針（以下「本対応方針」といいます。）を導入しており、本対応方針は、2023年6月22日付けの当社プレスリリース「第8回定時株主総会の結果及び当該結果に伴う当社の株券等の大規模買付行為等に関する対応方針の限定的継続に関するお知らせ」にてお知らせしたように、同日付けで、適用対象をシティらによる本対応方針所定の当社株券等の大規模買付行為等に限定した形で、同日開催の当社定時株主総会において株主の皆様にご承認された対抗措置発動等の範囲に限定して継続されております。

（※） 「シティら」とは、株式会社シティインデックスイレブンス並びにその共同保有者である野村絢氏（以下「野村氏」といいます。）及び株式会社レノを指しますが、株式会社南青山不動産（以下「南青山不動産」といいます。）が当社の株主となった2023年4月7日以降は、「シティら」に南青山不動産も含まれるものとします。

当社は、2023年7月28日付け「当社株券等の大規模買付行為等に係る大規模買付行為等趣旨説明書の受領に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたように、2023年7月27日付けで、本対応方針上「シティら」に含まれる南青山不動産及び野村氏より、当社株券等の大規模買付行為等に係る「大規模買付行為等趣旨説明書」を受領いたしました。本対応方針上、シティらによる大規模買付行為等に係る評価・検討の結果、仮に、当社取締役会が大規模買付行為等に反対の立場をとり、これに対して本対応方針に基づく対抗措置を発動すべきであると考えられる場合には、対抗措置の発動に関する議案に対する賛否を求める形式により、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かに関する株主の皆様のご意思を確認するべく、株主意思確認総会を開催することとしておりますところ、当社取締役会は、現在、本対応方針に則り、南青山不動産及び野村氏による大規模買付行為等がなされることの是非を評価・検討しております。

当社は、南青山不動産及び野村氏による大規模買付行為等に係る評価・検討の結果、仮に、当社取締役会が大規模買付行為等に反対の立場をとり、これに対して本対応方針に基づく対抗措置を発動すべきであると考えられる場合に、対抗措置の発動に関する議案に対する賛否を求める形式により、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かに関する株主の皆様のご意思を確認するため、又はその他の理由により、本株主意思確認総会を開催することとなった場合に備え、本日、当社取締役会におい

て、その招集のための基準日の設定について決議いたしました。

なお、当社は、本株主意思確認総会を招集することとなった場合には、その開催日及び開催場所並びに付議議案の詳細等につきまして、決定次第お知らせいたします。

以 上